

令和7年度 豊橋市内事業者太陽光発電設備等導入補助金のご案内

豊橋市では、令和4年度から地球温暖化防止対策の一つとして、事業者が自ら使用する市内の事業所（工場）に以下の設備を設置する際にその費用の一部を補助する事業を行っています。

補助対象設備	補助額
太陽光発電設備	2万円×出力合計 kW（上限 100 万円） 又は補助対象経費×1/10 の低い方
蓄電池	2万円×蓄電容量 kWh（上限 50 万円） 又は補助対象経費×1/10 の低い方

補助対象者

補助対象者は、次のすべての項目を満たす方です。

- 市内事業所に設備を設置しようとする者又は市内事業所に設備を設置しようとする者と PPA 手法による電力供給契約を締結し、PPA 事業を実施しようとする者
- 補助対象設備を用いて、発電した電力の 1/2 以上を自家消費しようとする者
- 豊橋市が徴収する税を滞納していない方
- 設置工事完了後の交付申請書を提出期限内に確実に提出できる方
※提出期限は、事前申込みした設備全ての工事完了（太陽光発電の連系日・設備の保証開始日等）から2カ月以内です。
ホームページに要綱を載せておりますので、ご確認ください。（要綱第8条関係参照）

※同一の事業所が過去に同一設備で同様の補助金交付を受けた場合は、上記の補助金交付を受けることができません。

お知らせ

- 様式が変更となりましたので、ホームページをご確認ください。
- 申請書等の様式は豊橋市役所のウェブサイトからダウンロードできます。
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/50246.htm>
- 工事着工の 14 日前までの事前申込が必要ですので、詳しくは裏面をご覧ください。

昨年度からの変更点

- 太陽光発電設備について、補助額が1 kWにつき1万円から2万円になるとともに、補助額の上限について変更がありました。
- 蓄電池について、補助額が1kWhにつき1万円から2万円になるとともに、補助額の上限について変更がありました。

<問合せ先> 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
環境部 環境政策課
TEL (0532) 51-2399 FAX (0532) 56-5126

補助金交付の手続き

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。
(提出書類がすべて揃った時点で受付となります。)

事前の申込み

補助金交付対象設備の工事着工の14日前までに「豊橋市内事業者太陽光発電設備等導入補助金事前申込書」(様式第1)と添付書類を提出してください。(要綱第6条参照)
複数の設備を同時に事前申込みする場合、最も早い設備の工事着工の14日前までに事前申込みしてください。

事前申込みの受理

事前申込書の内容を確認しましたら、申込者ご本人に事前申込書受理のご案内をお送りします。
受理がされてから補助金交付対象設備の工事を開始してください。

工事着工から工事完了期間まで

工事中止や補助金交付予定額の変更などをする場合には、変更手続きが必要です。
速やかに「事前申込変更申請書」(様式第4)と添付書類を提出してください。
(要綱第7条参照)

工事完了

表面に記載の提出期限内に、「豊橋市内事業者太陽光発電設備等導入補助金交付申請書」(様式第5)と添付書類を提出してください。(要綱第8条参照)

交付申請書提出

- ①交付申請書等をご提出いただいた後、市は内容の審査及び必要に応じて現地調査等により事業実施の確認を行い、「補助金交付決定通知書」をお送りします。
(交付申請書受領後、およそ2か月後に通知)
- ②補助金交付決定通知書の発行からおおよそ1か月後、ご提出いただいた「補助金請求書」(様式第13)に記載された口座に補助金を交付します。

手続き完了

注 意

○補助金の交付を受けた設備を交付要綱に定める使用の年数内に処分(設備の売却、譲渡及び廃棄等)した場合は、補助金の一部を返還しなくてはなりません。また、補助金の返還手続きには各種証明書(有料)が必要となる場合があります。

○交付申請書の提出が要綱第8条第4項により、事前申込を受理した翌年度以降となる場合は交付申請書を提出した年度の補助制度及び予算により補助金を交付します。(制度廃止や補助額の増減の可能性がります。)※事前申込みは補助金の交付を担保するものではありません。

【提出先】

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 環境部環境政策課(西館5階)

補助金申請書類提出フォーム(QRコードよりアクセスしてください)

